

横浜市訪問介護連絡協議会規約

(目的)

第1条 本会は、横浜市を拠点とする訪問介護事業所の管理者またはサービス提供責任者および多職種との相互の連携・情報交換を行い、訪問介護サービスの質の向上を図る事を目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「横浜市訪問介護連絡協議会」と称する。

(会員)

第3条 会員は、横浜市内の各区訪問介護連絡協議会等とする。

(活動)

第4条 本会は第1条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 連絡協議会会議、研修会の開催
- (2) 訪問介護に関する情報収集等
- (3) 行政その他関係機関との連絡、連携および提案、協議等
- (4) 横浜市から委託される研修等の業務受託
- (5) その他、目的を達成するために必要な活動

(役員及び幹事)

第5条 役員は代表1名、副代表3名以内、委員会委員長1名、委員会副委員長2名以内、会計1名、事務局3名以内。

2. 幹事は各区を代表する者とする。但し、役員と重複の場合は役員とみなし当該区からは別にもう1名を幹事とすることができる。

(役員の職務)

第6条 代表は本会を統制し管理する。

2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時は代行する。
3. 幹事は役職を分担し、会務の執行を図る。
4. 委員会委員長は委員会を運営、統括する。
5. 委員会副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は代行する。

(役員等の選任)

第7条 代表は幹事会で選出し、総会で選任する。

2. 副代表・会計・事務局は代表が指名し、総会で選任する。
3. 幹事は各区から1名を選出し、総会で選任する。
4. 委員会委員長は役員会で選任する。
5. 各委員会委員は本会会員および各区連絡協議会等の会員で構成する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

2. 任期満了後も後任が就任するまでは職務を継続するものとする。
3. 任期中に欠員が生じた場合の後任は、代表が指名し、幹事会で承認を求める。

(役員解任)

第9条 協議会は次の各号いずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。

1. 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

(相談役)

第10条 協議会は次の相談役を置き、訪問介護事業に関する助言をする。

2. 役員推薦により選出し、総会で承認を得た者。

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、次の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 幹事会
- (4) 幹事会が必要とする委員会
 - ① 研修委員会
 - ② 多職種連携委員会
 - ③ 広報委員会
 - ④ 職業講話委員会
- (5) 専門部会

(会議の開催)

第12条 会議の開催は、次の通りとする。

- (1) 総会は毎年度初に代表が招集し、幹事の過半数の出席をもって成立する。
- (2) 臨時総会は幹事の過半数以上が必要と認めた場合、代表が招集する。
- (3) 役員会は必要の都度、代表が招集する。
- (4) 幹事会は必要の都度、代表が招集する。
- (5) 委員会は必要の都度、各委員会の委員長が招集する。
- (6) 専門部会は役員会への諮問のために出席者を代表が選定し、必要の都度、代表が招集する。

(総会の審議事項)

第 13 条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 事業報告並びに収支決算
- (2) 事業計画並びに収支予算
- (3) 規約の変更
- (4) 会費の額
- (5) 幹事の選任並びに承認
- (6) その他、総会の決議を必要と認められる事項

(会計及び会費)

第 14 条 本会の運営は、会費、協賛金および寄付金その他で行う。

2. 会費は各区団体単位とし、金額は総会で決定する。

(会計監査)

第 15 条 会計監査は総会で選出し承認する。

2. 会計監査員は 1 名とし、会計の執行状況を監査する。
3. 役員は会計監査員を兼務することはできない。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、当該年度の 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

(規約の変更)

第 17 条 この規約を変更する場合は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附則

- この規約は、平成 25 年 5 月 30 日から施行する。
- 〃 平成 26 年 4 月 10 日改定施行する。
- 〃 平成 27 年 5 月 11 日改定施行する。
- 〃 平成 28 年 5 月 12 日改定施行する。
- 〃 平成 29 年 5 月 22 日改定施行する。
- 〃 平成 30 年 5 月 22 日改定施行する。
- 〃 令和元年 5 月 16 日改定施行する。

- “ 令和3年 5月19日改定施行する。
- “ 令和5年 5月17日改定施行する。
- “ 令和6年 5月22日改定施行する。